







- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
1) 入札保証金　免除。  
2) 契約保証金　免除。
- (3) 入札の無効  
本公示に示した指名するために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無　無。
- (5) 契約書作成の要否　要。  
本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。
- (7) 本案件は提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。
- (8) 参加資格の認定  
2. (1) 1) ア) b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も4. (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が指名を受けるためには、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。  
なお、2. (1) 1) イ) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、指名通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。  
但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。
- (9) 予定価格が100万円を超える業務の場合、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。
- (10) その他　詳細は入札説明書（共通事項）及び（個別）による。